公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人殿井憲一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月17日　　盛岡地方法務局

元当局所属公証人今間三郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月17日　　新潟地方法務局

元当局所属公証人與那覇朝則の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月17日　　那覇地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月17日

中国地方整備局長　杉中　洋一

1　処分をした年月日　令和７年６月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リペクト　髙橋　延之　広島県呉市焼山桜ヶ丘２－８－７　国土交通大臣許可（般－３）第26508号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年７月17日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	オリックス株式会社
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目４番１号
登録番号	関東（ク）第88号
営業廃止年月日	令和７年５月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告